

障害等級早見表(障害補償の等級)

部位	眼	耳	鼻・口
1級	1) 両眼失明		2) 咀嚼及び言語機能を廃した
2級	1) 1眼失明し他眼視力0.02以下 2) 両眼視力0.02以下		
3級	1) 1眼失明し他眼視力0.06以下		2) 咀嚼又は言語機能を廃した
4級	1) 両眼視力0.06以下	3) 両耳聴力全失	2) 咀嚼及び言語機能に著しい障害
5級	1) 1眼失明し他眼視力0.1以下		
6級	1) 両眼視力0.1以下	3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解せない 4) 1耳聴力全失し他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解せない	2) 咀嚼又は言語機能に著しい障害
7級	1) 1眼失明し他眼視力0.6以下	2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解せない 3) 1耳聴力全失し他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解せない	
8級	1) 1眼が失明又は1眼視力0.02以下		
9級	1) 両眼視力0.6以下 2) 1眼視力0.06以下 3) 両眼半盲症、視野狭窄又は視野変状 4) 両眼瞼に著しい欠損	7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解せない 8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解せなく、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難 9) 1耳聴力全失	5) 鼻を欠損し、著しい機能障害 6) 咀嚼及び言語機能に障害
10級	1) 1眼視力0.1以下 2) 正面視で複視	5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難 6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解せない	3) 咀嚼又は言語機能に障害 4) 14歯以上に歯科補綴を加えた
11級	1) 両眼球に著しい調節機能障害又は運動障害 2) 両眼瞼に著しい運動障害 3) 1眼瞼に著しい欠損	5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解せない 6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解せない	4) 10歯以上に歯科補綴を加えた
12級	1) 1眼球に著しい調節機能障害又は運動障害 2) 1眼瞼に著しい運動障害	4) 1耳の耳殻の大部分を欠損	3) 7歯以上に歯科補綴を加えた
13級	1) 1眼視力0.6以下 2) 正面視以外で複視 3) 1眼半盲症、視野狭窄又は視野変状 4) 両眼瞼の一部欠損又はまつげはげ		5) 5歯以上に歯科補綴を加えた
14級	1) 1眼瞼の一部欠損又はまつげはげ	3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解せない	2) 3歯以上に歯科補綴を加えた

部位	神経機能・精神	頭部・顔面・頸部	胸腹部臓器
1級	3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する		4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する
2級	3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要する		4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要する
3級	3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服せない		4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服せない
4級			
5級	2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服せない		3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服せない
6級			
7級	4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服せない	12) 外貌に著しい醜状を残す	5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服せない 13) 両側睾丸を失った
8級			
9級	10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限される	16) 外貌に相当程度の醜状を残す	11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限される 17) 生殖器に著しい障害を残す
10級			
11級			10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障がある
12級	13) 局部に頑固な神経症状を残す	14) 外貌に醜状を残す	
13級			6) 胸腹部臓器の機能に障害を残す
14級	9) 局部に神経症状を残す		